

令和3年度都道府県別登録数

都道府県	単位団			指導者			役員			スタッフ			団員		
	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	男子	女子	計
北海道	1,746	32	1,778	4,676	318	4,994	277	229	506	1,793	623	2,416	21,846	9,936	31,782
青森県	389	21	410	1,095	236	1,331	74	118	192	365	432	797	5,648	3,563	9,211
岩手県	958	21	979	2,838	279	3,117	162	137	299	921	378	1,299	11,886	6,866	18,752
宮城県	1,108	24	1,132	3,735	335	4,070	172	163	335	897	511	1,408	14,190	6,088	20,278
秋田県	718	12	730	5,049	16	5,065	52	93	145	270	500	770	8,557	4,952	13,509
山形県	818	4	822	3,400	195	3,595	87	78	165	805	316	1,121	9,683	5,490	15,173
福島県	907	20	927	3,241	349	3,590	172	144	316	1,197	724	1,921	12,293	6,355	18,648
茨城県	1,207	11	1,218	4,143	119	4,262	275	145	420	1,955	601	2,556	17,729	8,274	26,003
栃木県	619	32	651	2,332	285	2,617	47	83	130	703	457	1,160	7,187	4,006	11,193
群馬県	836	7	843	2,763	173	2,936	98	89	187	714	285	999	10,665	4,822	15,487
埼玉県	1,477	13	1,490	10,619	364	10,983	248	142	390	2,640	1,202	3,842	30,146	10,364	40,510
千葉県	708	25	733	2,230	157	2,387	113	99	212	777	356	1,133	8,491	4,227	12,718
東京都	297	2	299	1,601	51	1,652	60	36	96	528	237	765	6,066	1,963	8,029
神奈川県	337	5	342	1,242	19	1,261	60	48	108	371	164	535	4,810	2,130	6,940
山梨県	457	9	466	1,448	74	1,522	43	60	103	537	165	702	5,641	2,520	8,161
長野県	502	12	514	1,996	92	2,088	61	68	129	665	197	862	8,827	4,062	12,889
新潟県	536	17	553	1,649	107	1,756	59	49	108	578	220	798	6,886	3,295	10,181
富山県	414	3	417	1,484	59	1,543	56	32	88	448	151	599	5,644	2,893	8,537
石川県	298	3	301	816	92	908	34	21	55	427	135	562	4,262	1,840	6,102
福井県	448	2	450	1,306	64	1,370	61	85	146	484	227	711	5,321	2,782	8,103
静岡県	930	8	938	2,680	83	2,763	174	133	307	1,575	421	1,996	14,644	5,805	20,449
愛知県	716	7	723	2,554	172	2,726	86	43	129	1,301	432	1,733	13,097	4,405	17,502
三重県	572	11	583	1,950	90	2,040	63	51	114	616	187	803	7,967	3,207	11,174
岐阜県	635	6	641	3,590	182	3,772	81	121	202	1,044	439	1,483	11,528	4,664	16,192
滋賀県	397	4	401	2,202	72	2,274	80	41	121	758	261	1,019	8,806	3,741	12,547
京都府	523	14	537	1,507	44	1,551	110	43	153	652	200	852	9,370	2,564	11,934
大阪府	553	8	561	1,772	63	1,835	113	39	152	815	198	1,013	9,357	2,366	11,723
兵庫県	432	8	440	1,527	123	1,650	76	33	109	625	245	870	5,613	2,272	7,885
奈良県	197	2	199	774	93	867	29	24	53	135	72	207	2,820	996	3,816
和歌山県	451	7	458	1,184	71	1,255	78	52	130	443	150	593	4,640	2,050	6,690
鳥取県	148	17	165	416	24	440	22	48	70	116	89	205	1,979	1,099	3,078
島根県	239	5	244	794	40	834	42	34	76	346	99	445	3,162	1,442	4,604
岡山県	594	5	599	2,253	71	2,324	121	79	200	1,967	464	2,431	8,475	3,765	12,240
広島県	770	26	796	2,213	209	2,422	166	105	271	954	348	1,302	11,065	5,672	16,737
山口県	733	5	738	2,294	77	2,371	93	68	161	887	329	1,216	9,288	4,628	13,916
香川県	461	6	467	1,437	79	1,516	73	67	140	417	149	566	5,441	2,717	8,158
徳島県	392	6	398	1,257	67	1,324	44	34	78	345	94	439	4,405	1,905	6,310
愛媛県	376	6	382	1,020	60	1,080	58	49	107	405	240	645	4,816	2,424	7,240
高知県	182	2	184	521	59	580	14	20	34	65	44	109	2,412	1,011	3,423
福岡県	613	6	619	1,440	69	1,509	86	58	144	754	200	954	8,590	2,624	11,214
佐賀県	106	4	110	191	22	213	2	17	19	47	45	92	1,105	707	1,812
長崎県	261	12	273	555	59	614	25	43	68	237	96	333	3,139	1,204	4,343
熊本県	154	14	168	266	56	322	26	49	75	130	101	231	2,107	876	2,983
大分県	514	13	527	1,397	117	1,514	56	97	153	432	170	602	7,244	3,553	10,797
宮崎県	715	9	724	1,623	87	1,710	69	130	199	481	253	734	8,035	4,210	12,245
鹿児島県	1,033	16	1,049	2,641	188	2,829	164	202	366	929	460	1,389	11,120	6,178	17,298
沖縄県	579	24	603	1,243	115	1,358	88	95	183	465	302	767	7,229	3,841	11,070
合計	28,056	526	28,582	98,964	5,776	104,740	4,250	3,694	7,944	34,016	13,969	47,985	393,232	176,354	569,586
R2年度	28,723	489	29,212	108,008	10,140	118,148	3,162	3,626	6,788	31,890	13,213	45,103	390,186	171,971	562,157
増減	-667	37	-630	-9,044	-4,364	-13,408	1,088	68	1,156	2,126	756	2,882	3,046	4,383	7,429

- ※1 単位団や市区町村段階での役員も兼ねる登録者の人数
- ※2 単位団や市区町村段階でのスタッフも兼ねる登録者の人数
- ※3 単位団、市区町村や都道府県段階での役員も兼ねる登録者の人数
- ※4 単位団、市区町村や都道府県段階でのスタッフも兼ねる登録者の人数

都道府県	市区町村役員			市区町村スタッフ			都道府県役員			都道府県スタッフ			日本役員		日本スタッフ		設置市区町村数
	市区町村段階	単位団段階	計	市区町村段階	単位団段階	計	都道府県段階	単位団等段階※1	計	都道府県段階	単位団等段階※2	計	日本段階	単位団等段階※3	日本段階	単位団等段階※4	
北海道	272	277	549	401	163	564	3	2	5	2	0	2	0	2	0	0	171
青森県	121	52	173	99	23	122	0	13	13	0	1	1	0	1	0	0	39
岩手県	59	116	175	41	32	73	0	14	14	1	0	1	0	0	0	0	33
宮城県	29	139	168	58	4	62	1	13	14	1	0	1	0	0	0	0	35
秋田県	148	85	233	717	9	726	10	13	23	4	0	4	0	0	0	0	25
山形県	33	99	132	71	23	94	0	17	17	0	0	0	0	1	0	0	35
福島県	112	103	215	84	31	115	6	17	23	2	2	4	0	0	0	0	58
茨城県	70	175	245	83	119	202	1	3	4	3	0	3	0	0	0	0	44
栃木県	101	22	123	41	36	77	3	2	5	3	0	3	0	0	0	0	25
群馬県	61	82	143	48	41	89	3	1	4	6	1	7	0	0	0	0	35
埼玉県	88	297	385	88	178	266	0	0	0	7	30	37	0	0	0	0	63
千葉県	55	125	180	83	71	154	8	18	26	1	0	1	0	0	0	0	54
東京都	43	66	109	53	75	128	3	17	20	0	1	1	0	0	0	0	37
神奈川県	58	73	131	54	60	114	0	4	4	0	0	0	0	1	0	0	24
山梨県	18	37	55	40	36	76	0	0	0	6	4	10	0	0	0	0	24
長野県	47	86	133	52	27	79	2	16	18	1	0	1	0	0	0	0	40
新潟県	48	61	109	135	47	182	1	44	45	10	0	10	0	0	0	0	28
富山県	77	42	119	13	5	18	5	10	15	2	0	2	0	0	0	0	15
石川県	57	24	81	32	36	68	6	8	14	1	0	1	0	0	0	0	19
福井県	23	77	100	26	2	28	3	25	28	3	0	3	0	1	0	0	17
静岡県	74	119	193	30	35	65	10	1	11	1	0	1	0	2	0	0	35
愛知県	46	135	181	44	70	114	4	8	12	1	0	1	0	0	0	0	44
三重県	32	140	172	34	36	70	4	14	18	1	0	1	0	1	0	0	29
岐阜県	68	101	169	73	55	128	1	19	20	1	0	1	0	0	0	0	40
滋賀県	41	166	207	19	13	32	3	56	59	2	0	2	0	1	0	0	19
京都府	32	91	123	38	56	94	4	36	40	1	0	1	0	0	0	0	24
大阪府	20	100	120	33	66	99	0	31	31	1	0	1	0	0	0	0	40
兵庫県	61	99	160	21	55	76	4	9	13	1	0	1	0	0	0	0	31
奈良県	32	22	54	34	29	63	2	2	4	1	0	1	0	0	0	0	26
和歌山県	20	13	33	48	41	89	6	7	13	0	0	0	0	0	0	0	29
鳥取県	21	2	23	28	3	31	3	1	4	1	0	1	0	0	0	0	17
島根県	12	22	34	17	10	27	6	5	11	3	0	3	0	0	0	0	16
岡山県	33	45	78	47	17	64	12	15	27	3	0	3	0	1	0	0	25
広島県	23	71	94	31	59	90	2	20	22	0	0	0	0	0	0	0	23
山口県	47	41	88	35	7	42	3	0	3	2	1	3	0	0	0	0	19
香川県	18	55	73	43	35	78	3	1	4	4	0	4	0	0	0	0	17
徳島県	14	7	21	18	5	23	4	0	4	0	0	0	0	1	0	0	23
愛媛県	23	26	49	46	26	72	6	8	14	8	0	8	0	0	0	0	20
高知県	12	20	32	30	12	42	3	11	14	2	0	2	0	1	0	0	26
福岡県	39	64	103	89	24	113	1	3	4	2	0	2	0	0	0	0	44
佐賀県	10	25	35	18	8	26	5	17	22	0	0	0	0	0	0	0	15
長崎県	30	7	37	28	2	30	6	6	12	2	0	2	0	0	0	0	16
熊本県	9	4	13	13	2	15	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	24
大分県	46	3	49	34	3	37	8	11	19	3	0	3	0	0	0	0	18
宮崎県	54	59	113	42	19	61	1	5	6	1	0	1	0	0	0	0	26
鹿児島県	53	40	93	80	25	105	3	13	16	12	0	12	0	0	0	0	42
沖縄県	19	9	28	35	51	86	13	4	17	0	0	0	0	0	0	0	30
合計	2,409	3,524	5,933	3,227	1,782	5,009	173	540	713	106	40	146	8	14	11	0	1,539
R2年度	2,182	3,471	5,653	3,969	2,611	6,580	161	553	714	123	61	184	-	-	-	-	1,538
増減	227	53	280	-742	-829	-1,571	12	-13	-1	-17	-21	-38	-	-	-	-	1

茨城県スポーツ少年団・単位団・団員・指導者数の推移

	単位団数(団)	団員数(人)	指導者数(人)	団員+指導者(人)
昭和41年度	192	5,861	—	—
昭和42年度	672	17,360	—	—
昭和43年度	947	24,291	—	—
昭和44年度	1,057	26,523	—	—
昭和45年度	1,185	31,000	—	—
昭和46年度	1,282	34,236	—	—
昭和47年度	1,372	37,382	—	—
昭和48年度	1,415	38,578	—	—
昭和49年度	1,545	43,293	—	—
昭和50年度	1,557	43,796	—	—
昭和51年度	198	12,849	—	—
昭和52年度	323	18,567	1,435	20,002
昭和53年度	400	20,443	1,785	22,228
昭和54年度	449	22,759	2,237	24,996
昭和55年度	478	25,203	2,481	27,684
昭和56年度	561	29,713	2,969	32,682
昭和57年度	680	36,502	3,685	40,187
昭和58年度	780	40,137	4,141	44,278
昭和59年度	814	43,751	4,524	48,275
昭和60年度	893	46,747	5,160	51,897
昭和61年度	955	47,281	5,854	53,135
昭和62年度	1,110	50,446	6,764	57,210
昭和63年度	1,170	49,261	7,141	56,402
平成元年度	1,206	47,777	7,182	54,959
平成2年度	1,219	46,642	7,348	53,990
平成3年度	1,225	45,148	7,384	52,532
平成4年度	1,249	46,553	7,561	54,114
平成5年度	1,285	46,795	7,830	54,625
平成6年度	1,319	48,463	8,120	56,583
平成7年度	1,337	47,026	8,239	55,265
平成8年度	1,338	44,220	8,248	52,468
平成9年度	1,365	41,369	8,189	49,558
平成10年度	1,348	40,299	7,935	48,234
平成11年度	1,365	40,424	8,014	48,438
平成12年度	1,377	40,405	8,163	48,568
平成13年度	1,391	41,895	8,154	50,049
平成14年度	1,399	42,899	8,705	51,604
平成15年度	1,418	42,436	8,922	51,358
平成16年度	1,433	42,085	9,263	51,348
平成17年度	1,446	42,030	9,276	51,306
平成18年度	1,462	41,035	9,400	50,435
平成19年度	1,484	41,221	9,490	50,711
平成20年度	1,489	40,692	9,502	50,194
平成21年度	1,491	39,922	9,551	49,473
平成22年度	1,492	39,557	9,547	49,104
平成23年度	1,472	37,235	9,304	46,539
平成24年度	1,463	36,678	9,258	45,936
平成25年度	1,455	35,081	8,970	44,051
平成26年度	1,440	33,704	8,886	42,590
平成27年度	1,410	32,552	8,986	41,538
平成28年度	1,393	32,077	8,836	40,913
平成29年度	1,358	31,815	8,603	40,418
平成30年度	1,325	30,767	8,381	39,148
令和元年度	1,295	29,507	8,224	37,731
令和2年度	1,247	26,127	4,738	30,865
令和3年度	1,218	26,003	4,262	30,265

令和4年度登録市町村スポーツ少年団一覧

教育 事務所	No.	市町村名	郵便番号	所在地	電話 FAX	本部長名	事務担当者名
水戸 教育 事務所	1	水戸市	310-8610	水戸市中央1-4-1 本庁舎内スポーツ課	☎029-306-8136 ☎029-306-7687	幡谷 定俊	安嶋 航平
	2	笠間市	309-1792	笠間市中央3-2-1 笠間市役所内生涯学習課スポーツ振興室	☎0296-77-1101 ☎0296-71-3220	柿長 敬一	小林 拓真
	3	ひたちなか市	312-8501	ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所第1分庁舎1階	☎029-219-7373 ☎029-274-2490	五十嵐 雅高	杉浦 美和
	4	那珂市	311-0121	那珂市戸崎428-2 なかLuckyFM公園内	☎029-297-0077 ☎029-297-0076	渡辺 弘恵	柏 晶子
	5	常陸大宮市	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6 市役所庁舎内文化スポーツ課	☎0295-53-6500 ☎0295-53-6502	藤田 佳史	宇留野 正憲
	6	茨城町	311-3132	東茨城郡茨城町駒場450番地 教育委員会生涯学習課内	☎029-240-7122 ☎029-292-8032	宮下 修二	郡司 一樹
	7	小美玉市	311-3492	小美玉市小川4-11 小川総合支所内 スポーツ推進課	☎0299-48-1111 ☎0299-58-4526	額賀 茂樹	清水 美華
	8	大洗町	311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町6881-88 教育委員会生涯学習課内	☎029-267-0230 ☎029-267-1051	米川 恒男	木野 匠
	9	大子町	319-3551	久慈郡大子町大字池田2669 大子町中央公民館内	☎0295-72-1148 ☎0295-72-2016	荒井 正治	椎名 大輔
	10	城里町	311-4303	東茨城郡城里町石塚1428-1 コミュニティセンター城里3階	☎029-288-3135 ☎029-288-7006	田口 喜一	中村 利勝
	11	東海村	319-1115	那珂郡東海村船場749番地3 総合体育館内	☎029-283-0673 ☎029-287-1905	照沼 豪	坪井 紗音
県北 教育 事務所	12	常陸太田市	313-8611	常陸太田市金井町3690 分庁舎2階スポーツ振興課	☎0294-73-0090 ☎0294-72-4555	阿部 輝夫	鳥羽 真紀子
	13	日立市	316-0034	日立市東成沢町2-15-1 (公財)日立市スポーツ協会 事業係内	☎0294-36-6661 ☎0294-36-6663	鈴木 孝子	大谷 悠将
	14	高萩市	318-8511	高萩市本町1-100-1 教育委員会スポーツ振興課内	☎0293-23-1132 ☎0293-23-1126	舟生 東光	長瀬 望
	15	北茨城市	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630 生涯学習課スポーツ振興係	☎0293-43-1111 ☎0293-42-0454	滝 伸一	富岡 洸宙
鹿行 教育 事務所	16	鉾田市	311-1492	鉾田市造谷605-3 鉾田市旭総合支所内	☎0291-37-4342 ☎0291-37-3185	味原 俊男	近藤 友作
	17	鹿嶋市	314-8655	鹿嶋市平井1187-1 市役所第2庁舎2階スポーツ推進課	☎0299-82-2911 ☎0299-83-7894	小野 孝志	生井澤 雅人
	18	潮来市	311-2423	潮来市日の出3-11 中央公民館内	☎0299-66-0660 ☎0299-66-4339	飯島 康弘	茂木 美里
	19	神栖市	314-0121	神栖市溝口4991-10 神栖市武道館内	☎0299-96-7700 ☎0299-96-7773	佐藤 幸男	木場 智春
	20	行方市	311-1704	行方市山田2175 北浦体育館内	☎080-5139-6489 ☎0291-35-3854	川島 信義	鈴木 賢一

教育 事務所	No.	市町村名	郵便番号	所在地	電話 F A X	本部長名	事務担当者名
県南 教育 事務所	21	龍ヶ崎市	301-8611	龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市役所スポーツ都市推進課内	☎0297-60-1564 ☎0297-60-1582	酒井 一 浩	山崎 隆 博
	22	土浦市	300-0036	土浦市大和町9-2 スポーツ振興課内	☎029-826-1111 ☎029-826-2755	入野 浩 美	遠藤 衡
	23	石岡市	315-0035	石岡市南台3-34-1 石岡運動公園内	☎0299-26-7210 ☎0299-26-7214	手塚 克 彦	齋藤 紀 子
	24	取手市	300-1511	取手市桐木15 藤代スポーツセンター内	☎0297-82-7200 ☎0297-82-7203	豊島 大	福邑 絹 子
	25	牛久市	300-1203	牛久市下根町1400 牛久運動公園内 スポーツ推進課	☎029-873-2486 ☎029-873-2895	宮下 英 彌	椛澤 剛 志
	26	稲敷市	300-0500	稲敷市荒沼 3-1 江戸崎総合運動公園 スポーツ振興課内	☎029-892-8661 ☎029-892-8662	墳崎 一	井原 瑠 依
	27	かすみがうら市	300-0134	かすみがうら市深谷3719-1 あじさい館内 教育委員会スポーツ振興課	☎029-898-9907 ☎029-898-2965	古田 健 一	大野 真 司
	28	つくば市	305-8555	つくば市研究学園1-1-1 つくば市役所内	☎029-854-8511 ☎029-854-8531	糸賀 睦 夫	赤木 貴 雅
	29	つくばみらい市	300-2395	つくばみらい市福田195番地 教育委員会生涯学習課スポーツ推進室	☎0297-58-2111 ☎0297-58-5711	鈴木 茂 徳	坂井 梨 音
	30	守谷市	302-0198	守谷市大柏950-1 教育委員会生涯学習課内	☎0297-38-7735 ☎0297-45-5703	長谷川 信 市	吉元 梓
	31	阿見町	300-0333	稲敷郡阿見町若栗1886-1 阿見町中央公民館内	☎029-888-2526 ☎029-888-0032	向島 孝 志	幕内 幸 恵
	32	河内町	300-1324	稲敷郡河内町源清田1942 みずほ分庁舎内	☎0297-84-3322 ☎0297-84-4730	大竹 重 信	大津 謙 人
	33	利根町	300-1696	北相馬郡利根町大字布川841-1 利根町役場生涯学習課	☎0297-68-2211 ☎0297-68-7989	篠塚 繁 美	逸村 利 彦
	34	美浦村	300-0492	稲敷郡美浦村受領1460-1 美浦村中央公民館	☎029-885-4451 ☎029-885-7015	葉梨 輝 夫	神田 圭 介
県西 教育 事務所	35	筑西市	308-8616	筑西市丙360 本庁舎内文化スポーツ課	☎0296-22-0183 ☎0296-22-0170	栗原 浩	小島 大 輝
	36	下妻市	304-8555	下妻市鬼怒230 教育委員会生涯学習課内	☎0296-45-8997 ☎0296-43-3519	平石 雅 裕	高田 由貴江
	37	結城市	307-8501	結城市中央町 2丁目3番地 結城市役所3階 スポーツ振興課内	☎0296-32-6340 ☎0296-33-3144	谷 嶋 幸 雄	岡野 碧
	38	古河市	306-8601	古河市長谷町38-18 古河庁舎スポーツ振興課内	☎0280-22-5111 ☎0280-23-2236	八代 敏 夫	山本 裕一郎
	39	坂東市	306-0515	坂東市岩井3086 総合体育館内スポーツ振興課	☎0297-35-1711 ☎0297-35-6336	森 久 雄	藤本 翼
	40	桜川市	309-1211	桜川市岩瀬2685-14 岩瀬体育館「ラスカ」内	☎0296-75-6600 ☎0296-75-6601	恩田 實	小泉 洋 太
	41	常総市	300-2793	常総市新石下4310-1 石下庁舎内	☎0297-44-7657 ☎0297-44-7646	増田 利 一	細谷 強
	42	八千代町	300-3572	結城郡八千代町大字菅谷1027 八千代町総合体育館内	☎0296-48-2469 ☎0296-48-4535	相沢 俊 一	柴 菜々美
	43	五霞町	306-0307	猿島郡五霞町小福田148-1 五霞町中央公民館	☎0280-84-1460 ☎0280-84-1461	中島 則 光	日原 悠 吾
	44	境 町	306-0495	猿島郡境町391-1 教育委員会生涯学習課	☎0280-81-1326 ☎0280-86-7389	福島 洋 二	藤田 英 和

スタートコーチインストラクター

No.	委嘱番号	氏名	市町村名	委嘱開始日	委嘱期限
1	08 I 00001	鈴木孝子	日立市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
2	08 I 00002	小松崎一郎	鉾田市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
3	08 I 00003	櫻井孝之	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
4	08 I 00004	緑川正明	日立市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
5	08 I 00005	糸賀睦夫	つくば市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
6	08 I 00006	村越庸一	つくば市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
7	08 I 00007	赤羽英夫	小美玉市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
8	08 I 00008	宮本昭一	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
9	08 I 00009	高橋利生	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
10	08 I 00010	小島五男	牛久市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
11	08 I 00011	有金正義	水戸市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
12	08 I 00012	谷中雅子	筑西市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
13	08 I 00013	安藤美智子	筑西市	令和2年4月1日	令和7年3月31日
14	08 I 00014	仮屋茂	鹿嶋市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
15	08 I 00015	森久雄	坂東市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
16	08 I 00016	峰淳一	古河市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
17	08 I 00017	北澤和彦	水戸市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
18	08 I 00018	西井一博	神栖市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
19	08 I 00019	赤木貴雅	つくば市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
20	08 I 00020	田村哲哉	守谷市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
21	08 I 00021	牛坂恵理子	日立市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
22	08 I 00022	友部静江	水戸市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
23	08 I 00023	諏訪敏紘	鹿嶋市	令和4年4月1日	令和8年3月31日
24	08 I 00024	諏訪隆久	鹿嶋市	令和4年4月1日	令和8年3月31日

旧スポーツ少年団認定育成員名簿

No.	認定番号	氏名	市町村名	令和元年度登録	備考
1	08 N 00033	木 田 恒 男	高 萩 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
2	08 N 00039	浪 川 正 和	神 栖 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
3	08 N 00046	木 村 和 治	鹿 嶋 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
4	08 N 00050	上 妻 優 介	取 手 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
5	08 N 00069	蛭 田 豊	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
6	08 N 00079	宮 本 宏	取 手 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
7	08 N 00090	割 貝 晃	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
8	08 N 00108	半 井 清 夫	常陸太田市	登録有り	令和5年度まで資格有効
9	08 N 00110	佐々木 敬 一	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
10	08 N 00112	宮 坂 好 親	小 美 玉 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
11	08 N 00113	赤 羽 政 子	小 美 玉 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
12	08 N 00116	富 永 尚 司	常陸太田市	登録有り	令和5年度まで資格有効
13	08 N 00122	高 松 淑 子	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
14	08 N 00135	佐々木 克 典	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
15	08 N 00150	宮 下 英 彌	牛 久 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
16	08 N 00151	西 野 宣 昭	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
17	08 N 00152	小 室 誠	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
18	08 N 00153	梅 村 恒 雄	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
19	08 N 00157	堀 川 重 明	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
20	08 N 00158	遠 藤 智	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
21	08 N 00159	山 崎 勝 弘	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
22	08 N 00163	永 野 智恵子	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
23	08 N 00164	渡 邊 安 子	水 戸 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
24	08 N 00170	小 鹿 威 郎	神 栖 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
25	08 N 00172	茂 木 充 史	潮 来 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
26	08 N 00174	小 林 俊 夫	潮 来 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
27	08 N 00175	永 瀬 雅 治	桜 川 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
28	08 N 00176	木 村 茂	土 浦 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
29	08 N 00179	平 松 光 子	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
30	08 N 00180	五 島 民 博	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
31	08 N 00181	円 井 正 則	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
32	08 N 00183	米 川 優	日 立 市	登録有り	令和5年度まで資格有効
33	08 N 00184	野 村 正 巳	八 千 代 町	登録有り	令和5年度まで資格有効

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、所定の認定を行う。

第6条 登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第8条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上が登録していればよいものとする。ただし、スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名以下の場合、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
 - （1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
 - （2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者、役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

1. 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
2. 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
3. 団員については団員章を交付する。
4. 指導者については指導者章を交付する。
5. 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第4条 前条による認定をうけた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用は除く）を認められる。

第5条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第6条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。

附則4 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。

附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。

附則6 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。

附則7 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。

附則8 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。

附則9 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。

附則11 本細則は平成30年4月1日から改定施行する。

附則12 本細則は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則13 本細則は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則14

1. 本細則は令和2年10月14日から改定施行する。

2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

- (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の）場合
 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタート
 コーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則15

1. 本細則は令和2年11月20日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
2. 第2条第2項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和5年度までは指導者として登録することができるものとする。

附則16

1. 本細則は令和2年11月20日から改定施行する。
2. 第2条第2項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和5年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。

附則17

1. 本細則は令和3年11月26日から改定施行する。
2. 第2条第4項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
 - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
 この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
 - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の）場合
 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

		指導者				役員		スタッフ		団員
		理念○	理念○	理念×	理念×	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	
		20歳以上	18歳以上 20歳未満	20歳以上	18歳以上 20歳未満					
パターン	A	2名								10名
	B	1名	1名	1名						10名
	C	1名	1名			1名				10名
	D	1名	1名					1名		10名
	E		2名	2名						10名
	F		2名	1名		1名				10名
	G		2名	1名				1名		10名
	H		2名			2名				10名
	I		2名			1名		1名		10名
	J		2名					2名		10名

理念○：第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕。

新型コロナウイルスの影響を踏まえた 令和4年度スポーツ少年団登録(更新登録)に係る緩和措置について

1. 令和4年度緩和措置

令和3年度に引き続き、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする。

ただし、その場合、登録者(指導者、役員およびスタッフ)のうち少なくとも1名^{※1}または2名^{※2}が、令和4年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了する必要がある。

※1:「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名の場合

※2:「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」がない(0名)の場合

2. 令和4年度緩和措置の理由

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会が中止となった。

このため、令和3年度から同講習会の開催が実質的にスタートしたが、感染拡大第5波の影響により急遽オンライン開催へ変更したコースがあるなど、受講希望者に十分な機会を設けられていない可能性があり、令和4年度のスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない(つまり団として登録ができない)単位スポーツ少年団が発生し得る事態となっている^{※3}。

※3:令和3年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講できなかった場合、本来であれば令和3年度に当該講習会を受講し修了した指導者をもって令和4年度に更新登録を行う予定であった単位スポーツ少年団が、更新登録できなくなることが生じ得る。

3. 根拠規程

(1) スポーツ少年団登録規程(一部抜粋)

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。
2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

(2) スポーツ少年団登録規程施行細則(一部抜粋)

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者〕としなければならない。

<中略>

附則17

2. 第2条第4項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない(「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次の(1)または(2)を満たす必要がある。
- (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度までにスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。
- (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名)の場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

※各種規程の全文は公益財団法人日本スポーツ協会ホームページをご参照ください。

URL:<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html> (公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ)

「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める

単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数

1. 更新登録の場合

パターン A～J (令和4年度に限り、パターン K～X も含めることが可能)

※令和3年度の緩和措置を継続

2. 新規登録の場合

パターン A～X

【表の見方のポイント】

以下の3つを満たす構成パターンをお示ししています。

- ① 「指導者」2名以上
 - ② 「20歳以上」の登録者(指導者・役員・スタッフ)2名以上
 - ③ 「スポーツ少年団の理念を学習した指導者(理念○)」2名以上 ※
- ※ただし、新規登録単位スポーツ少年団は、③について2名以下でも良い。また、令和4年度に限り、更新登録単位スポーツ少年団も③について2名以下でも良い。

		指導者				役員		スタッフ		団員
		理念○	理念○	理念×	理念×	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	
		20歳以上	18歳以上 20歳未満	20歳以上	18歳以上 20歳未満					
パターン	A	2名								10名
	B	1名	1名	1名						10名
	C	1名	1名			1名				10名
	D	1名	1名					1名		10名
	E		2名	2名						10名
	F		2名	1名		1名				10名
	G		2名	1名				1名		10名
	H		2名			2名				10名
	I		2名			1名		1名		10名
	J		2名					2名		10名
	K	1名		1名						10名
	L	1名			1名	1名				10名
	M	1名			1名			1名		10名
	N		1名	1名		1名				10名
	O		1名	1名				1名		10名
	P		1名		1名	2名				10名
	Q		1名		1名	1名		1名		10名
	R		1名		1名			2名		10名
	S			2名						10名
	T			1名	1名	1名				10名
U			1名	1名			1名		10名	
V				2名	2名				10名	
W				2名	1名		1名		10名	
X				2名			2名		10名	

※①：指導者

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者(ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く)。

(注意) スポーツリーダーのみを保有している者(元スポーツ少年団認定員を含む)であっても、令和5年度までは「指導者」として登録することが可能である。

※②：理念○

第2条第4項に定める「スポーツ少年団の理念を学んだ者」を指す。具体的には「令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」。